

商労文教委員会会議記録（第1号）

令和5年 6月29日

福島県議会

1 日時

令和5年 6月29日(木曜)

午前 11時 開会

午後 1時54分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤義憲	副委員長	渡邊哲也
委員	渡辺康平	委員	三村博隆
委員	椎根健雄	委員	佐藤雅裕
委員	宮本しづえ	委員	今井久敏
委員	満山喜一	委員	瓜生信一郎

5 議事の経過概要

(午前 11時 開会)

佐藤義憲委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、満山喜一委員、瓜生信一郎委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 6 件、議員提出議案第200号外 9 件及び請願12件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったため、紹介する。

政務調査課佐藤主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったため、新任者を紹介願う。

（事務局長 自己紹介）

佐藤義憲委員長

以上で紹介を終わる。

今回、労働委員会事務局に付託議案はないが、この際、労働委員会事務局長より発言を求められているため、これを許す。

労働委員会事務局長

（別紙「6月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明）

佐藤義憲委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

局長説明の中で、労働相談件数が前年度比で20%増えたとのことだが、これをどのように分析しているのか。労働者の権利意識が高まり、自らの権利に基づいて相談する傾向が強くなっているのか、それとも職場のパワハラも含めて労働者に対する圧力が強まっている結果として相談が増えているのか、労働委員会としての分析を聞く。

次長兼審査調整課長

相談は必ずしも現在の状況と因果関係があるわけではないが、おおよその傾向と

して述べる。

まず、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い経済活動が回復する一方、サービス業をはじめとする労働集約型業種の人手がコロナ禍前の水準に戻っておらず、医療介護福祉関係の構造的な人材不足も解消されていない状況であることから、当該業種の雇用環境の悪化などを背景に退職させてもらえないことやパワハラに端を発した退職に関する相談が108件と分野別で2番目となっており、前年度よりも増加している。また、現在の経済状況や権利意識、働き方改革の推進などに端を発した労働条件に関するコスト意識の高まりなどを背景に、残業代を含む賃金未払いに関する相談が109件で1番目である。件数は前年度より大幅に増加している。これまで最も多かったパワハラなどの人間関係に関する相談は前年度並みの99件で3番目となっている。

宮本しづえ委員

労働者の権利意識の高まりは非常に重要と思うため、引き続き出前講座の取組をさらに強めるなど、労働者が安心して働ける環境づくりのために一層努力願う。要望である。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時 7分 休憩)

(午前 11時 9分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったため、紹介する。

政務調査課佐藤主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったため、新任者を紹介願う。

(庁参事以上の新任者は自己紹介、その他職員は理事兼政策監より紹介)

佐藤義憲委員長

以上で、紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

本委員会に付託された県教育委員会関係議案の概要に先立ち、教職員の不祥事防止について述べる。

教職員による不祥事がいまだに根絶されないことは、本県教育に対する県民の信頼を損なう極めて深刻な状況であると受け止めている。今後、各学校における服務倫理委員会等で事例集を活用した研修をより丁寧かつ地道に続けることで、教職員1人1人が不祥事を自分事として捉えるよう意識改革を図るなど、教職員が一丸となって不祥事の根絶に粘り強く取り組んでいく。

(別紙「6月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、施設財産室長の説明を求める。

施設財産室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

教2ページの1 高校等奨学資金給付事業は、物価高騰対策とのことだが、国の基準が引き上げられたための補正か。それとも県単独で上乗せ措置をするのか。

高校教育課長

高校等奨学資金給付事業は、国の地方創生臨時交付金を活用して県独自に上乗せするものである。

宮本しづえ委員

この県独自措置の対象人数は多くはなく、極めて限定的であるが、当該事業の対象者数と条件を聞く。

高校教育課長

人数は5,885人を見込んでおり、非課税世帯や生活状況が急変した世帯など低所得世帯を中心に対象としている。

宮本しづえ委員

国の基準で年収が約270万円以下の非課税世帯が対象とのことである。加えて、生活状況が急変した世帯についても対象にすることになっている。急変した世帯とはどのような世帯を指し、何世帯を想定しているのか。

高校教育課長

コロナ禍で様々な経済状態の悪化によって所得が激変し、非課税世帯相当であると認められた世帯を想定している。例えば保護者の勤める企業が倒産して解雇されたり早期退職せざるを得ないなどの状況によって、経済状況が急変した世帯を対象としている。受付は開始前であるため明確な人数は現時点で述べることは難しいが、対象者の中の一部であるため限定的な人数だと見込んでいる。

宮本しづえ委員

人数が5,885人で多くはない。非課税で今の条件を満たしている世帯は、ほぼ全てカバーできていると考えてよいのか。申請主義だと思うが、知らずに申請しない世帯がないように、十分学校に周知してほしい。金額的にそれほど大きな金額ではないが、11万円、14万円という基準額に上乗せ措置をすることにより対象世帯にとってさらに大きい金額になる。しっかりと周知を図ってほしいが、この条件を満たしている世帯は、ほぼカバーできていると理解してよいのか。

高校教育課長

カバーする範囲については、様々な状況を精査した上での設定であるため、実質的に生活保護世帯や非課税世帯と同様に、この措置によってしっかりと支援できる見込みがあると考えている。加えて、周知についても丁寧に行い対象範囲の世帯にしっかりとサポートできるように努めていきたい。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

渡辺康平委員

我が党の山口議員の一般質問で、公立小中学校における不審者侵入時の安全確保について質問があり、教育庁健康教育課が答弁していたが、高校における不審者侵入時の対応について聞く。

今回、須賀川創英館高校で刃物を持った男による不審者侵入事件があった。様々な情報を聞くと、教職員の意識が甘いのではないかと思う発言が散見されている、具体的には、「何でこんな大事になってしまうんだ」との話を現場で聞いたとの情報を耳にしている。

このような発言が出てくるということはあまりにも認識が甘いのではないかと思うが、高校における不審者侵入時の安全確保について県教育委員会としてどのように考えているのか。

高校教育課長

学校における安全確保は、安心・安全な環境づくりという点で大変重要なものである。リスクマネジメントについては危機管理マニュアルを整備しており、機会を捉えてマニュアルに沿って点検し、その着実な執行に努めるよう高校教育課から各学校に対し指導している。

今回の件についても、改めて各学校に注意喚起を促したところであり、当該校においてもしっかりと危機管理マニュアルに基づいて安全確保の対応をするよう指導していきたい。

渡辺康平委員

提案であるが、東京都内では警備員を学校前に配置している事例を多々見る。予算的な問題もあるためすぐには言わないが、今後、警備員の配置も考えていくべきではないかと思っている。今回の須賀川創英館高校の事件は、けが人が出るような大きな事件ではなかったものの、今後は警備員の配置を想定すべきと思うが、どうか。

高校教育課長

安全管理については、先ほど述べた危機管理マニュアルに基づいて、各学校において生徒の実態や学校の実情を踏まえながら整備、対応しているところである。

委員指摘の警備員の配置については、どのような形で安全確保をするのがよいのか、学校とも様々検討しながら対応して安全管理に努めていきたい。

渡辺康平委員

予算に関する話であるためすぐに答弁できないと思う。次年度以降に向けて取り組んでほしい。

次に、委員会の県内視察でいわき市の小名浜海星高校を訪問した。生徒たちは海洋資源の調査など本当に立派に取り組んでおり非常に驚いた。しかし、地元住民にはどうしても昔の不良のイメージが残っているようで、これだけ立派な取組をしても情報発信がまだまだ足りないと感じたため、これらの情報発信に予算をつけて充実させるべきと思った。

そこで統合した県立高校の魅力発信について、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか聞く。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、小名浜海星高校は様々な取組をしており、非常に興味を持って注目している。情報発信については、各学校においてホームページ等で発信しているが、現在は新たに福島県教育委員会公式noteサイトを活用した情報発信の取組を進めている。統合校の魅力化の情報発信については、引き続き学校と連携しながら取り組んでいきたい。

渡辺康平委員

県教育委員会は小名浜海星高校を含めた統合校に対し、しっかりと支援していく責務があると思う。福島県教育委員会公式noteサイトの活用との話も出たが、

情報発信の予算をしっかりと確保し、情報発信の在り方や生徒の関わり方等も含めて、さらに考えるべきと思う。

再度、統合校魅力化の情報発信について聞く。

県立高校改革室長

各学校では地域課題に関する探究学習や地域の魅力等について生徒たちが自ら動画を作成し、ユーチューブでの発信などに取り組んでおり、県教育委員会としてもこの取組を広く発信していきたい。

また、地域人材育成推進事業においては、地域に生徒が出向き活動することで、地域と統合校をつなぐ取組を行っている。この取組についても、適切な情報発信に努めていきたい。

渡辺康平委員

各県立高校普通科は、定員割れの状況である。私立高校に流れる生徒が多く、普通科の在り方が問われていると思う。その辺りも含めて情報発信の予算をしっかりと確保するよう願う。要望である。

三村博隆委員

前回2月定例会の一般質問でも取り上げた県文化財センター白河館についてである。委員会の県内調査で訪問した際に、実際に収蔵庫を中心に見学し現状を聞いた。災害や様々な工事の増加に伴い遺跡からの出土品が増加傾向にあり、収蔵庫が満杯になる時期が迫っているとのことであり、特に、貴重な文化財を処理、管理できる特別収蔵庫はさらに厳しい状況と聞いた。敷地内に場所を確保し収蔵庫を増設できないかとの話は既に教育庁にも伝わっていると思うが、現状を踏まえ出土品などの文化財をどのように保存していくのか。収蔵庫の増設について現在の教育庁としての考えや取組を聞く。

文化財課長

復興関連事業の増加に伴い出土品が多くなっており、今の試算では、令和7年度には満杯状態になることが想定されている。現在、収蔵庫の増設のほか県の遊休施設や民間施設の活用なども含め検討している。

三村博隆委員

確かに統合などによって空いた学校や民間施設を現に市町村等は活用しているとの話は聞いている。それらを活用することは一つの手段かと思うが、県が発掘した

出土品を白河館1か所で収蔵、保管していることについて、県外の研究者の間では大変評価が高いとも聞いているため、1か所で集中的に保管しておくことは本県にとって大変重要なことである。また、空き校舎等を使うにしても管理するための設備に資金が必要であることを考えると、白河館に収蔵庫を増設する方向で考えるのがよいのではないかと思う。

我々が調査した際に、川俣町の前田遺跡から発掘された木質系の出土物は特殊な処理をしなければならないと聞いている。保管施設と併せて処理施設も必要となるため、そのような方向性で進めてもらうことを要望するが、それに対する考えを聞く。

文化財課長

木製品や金属製品は温湿度管理が徹底された特別収蔵庫での保存が必要になる。民間施設等ではそのような施設がないため、増設を視野に入れて予算要求していきたい。

三村博隆委員

予算要求を含めしっかり対応願う。

次に、全国的に教員が不足しているとの報道を見るが、本県の今年度の教員採用試験倍率を確認したところ、定員割れは起こしていないものの、小学校教員の倍率は1倍台であるなど、小学校から高校まで前年度よりも倍率が下がっている。昨今の多忙化解消や教員の質の課題もあると思うが、本県の教員不足の現状を聞く。

義務教育課長

確かに教員不足は本県の教育の充実という点では喫緊の課題と認識している。教員の不足とは講師も含めた不足ということであり、近年の大量退職に伴う大量採用により、講師不足が生じている状況である。そのため、産前産後休暇や育児休業などを取得する教員の補充等についても即時に行うことが難しい状況である。

その対策として、ハローワークや各大学を回り講師の募集活動を行っているほか、退職教員にも学校現場への復帰を促すなど、教員の確保に努めている。

三村博隆委員

現状において正規教員自体は不足しておらず、補充者である講師が不足している状況と理解したが、実際に講師は必要数に足りていないのか。

また、先ほど述べたとおり今年度小学校の採用試験倍率は1.4倍であった。倍率

の低下は教員の質にも関わってくるのではないかと不安になる。今後、教員志望者をどのように増やしていくのか。

義務教育課長

状況については、委員指摘のとおりである。児童生徒数から学級数を算出した教員定数については、本県は満たしている状況にある。しかし本県では、きめ細かな指導ができるように加配を多く使っており、その部分を充足するための教員が不足している状況である。

また、教員の確保については、やはり志願者自体が減っているため、教員の魅力をしっかり伝える必要がある。志願者の確保に向けて、採用試験前に大学訪問し、本県の教員になる魅力を伝えたり、新採用教員のやりがいや喜びなどのパンフレット掲載や動画配信などにより教員の魅力の発信に取り組んでいる。

宮本しづえ委員

昨年5月1日時点での教員不足数が、本県は東北一多い県になってしまったが、今年の校種別の状況を聞く。

義務教育課長

公立小中学校教員の未配置数は、5月1日時点で小学校149名、中学校77名、計226名である。

高校教育課長

県立高校は、育児休業により1名配置できていないが今夏に復帰する見込みであるため、現時点ではほぼ充足している状況である。

特別支援教育課長

特別支援学校は13名が未配置である。

宮本しづえ委員

昨年の人数をはるかに上回っており、驚いている。

昨年の公立小学校は94名で、今年は149名。公立中学校は40名に対して今年77名。県立高校は1名で同じであった。特別支援学校は9名に対して今年13名で、昨年よりもはるかに未配置数が増えている。つまり実態として非常に悪化していることが数字からも言える。この状況は本県にとって非常にゆゆしき事態である。これをどのように打開していくのが大変重要だと思うが、文部科学省が教員不足の状況を調査したところ、悪化しているとの回答が4割あったと報道されていた。本県も悪

化している県に入っていると思うが、どのように回答したのか。

高校教育課長

文部科学省からは、4月1日の状況について校種ごとに回答するよう求められたが、いずれも昨年度同程度と回答している。

宮本しづえ委員

悪化していると回答した4割に本県は入っていないとの理解でよいか。

高校教育課長

回答内容については、今ほど述べたとおりである。

宮本しづえ委員

実態は悪化しているとの認識に基づいて、しっかりと対策をとる必要があると思う。各都道府県教育委員会はどのように不足を補おうかと様々な取組を実施しているが、特に教育現場を離れた教員が現場に戻るのは大変である。デジタル化も進んでおり、現場復帰に抵抗感を持つ者に向けて文部科学省は研修を推奨している。

研修を実施している教育委員会もあれば、していない教育委員会もあるようだが、本県はどうか。

高校教育課長

いわゆるペーパーティーチャーの掘り起こしについては、各教育事務所単位で相談会を設けている。それによりもう一度教壇に立つとの判断をした教員もいるため、教員確保に一定の成果があるものと考えている。

宮本しづえ委員

相談会を実施しているとのことだが、文部科学省の調査では、研修を実施している教育委員会は32で、実施していない教育委員会は36だった。恐らく本県は研修を実施していない県に入っていると思う。実際にこれだけの教員不足になっており、相談だけではなく研修も実施すればよいと思うが、本県は研修未実施の教育機関で間違いないか。

佐藤義憲委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

先ほどの宮本委員の質問に対する答弁を求める。

高校教育課長

いわゆるペーパーティーチャーを対象とした研修についてであるが、文部科学省の調査項目については、ペーパーティーチャーの現場復帰につながるような対策を講じているかとの幅広い趣旨と捉え、各教育事務所で行っている不安払拭のための相談会をもって、「実施あり」と回答した。しかしながら委員指摘のように、デジタル指導のような個別の学習指導に関する研修ではない。

なお、現場復帰した際は講師には悉皆研修があり、デジタルも含めて個別の学習指導内容については、現職教育など管理職が責任を持ってしっかりと指導改善していく機会を設けている。ペーパーティーチャー対象の相談会では、そのように説明し不安を払拭して、現場復帰につなげているところである。

相談会は一定の効果があったため、今後ともペーパーティーチャーの掘り起こしをしっかりと努めていきたい。

宮本しづえ委員

相談会の効果がないと述べているわけではないが、不安の内容を考えると、一定の研修を実施するほうが効果的だろうと思う。研修を実施した結果、現場復帰につながったケースが10数名いるとの指摘もあるため、しっかり研修しなるべく復帰に結びつくよう考えたらよいとの意味合いである。この研修は何も高校の分野に限ったものではないと思う。教育総務課長ではなく、高校教育課長が答弁したのには何か意味があるのか。

高校教育課長

ペーパーティーチャーの掘り起こしについては、委員指摘のように小中学校も高校も特別支援学校も区別はない。高校教育課長である私が答弁したのは、今年度採用関係の主担当であったためである。義務教育課、特別支援教育課と連携して、各

教育事務所ごとに行っているものであることを理解願う。

宮本しづえ委員

次に、講師不足に関連して驚いたことがある。通常月初めである4月1日から勤務が始まるが、講師は6日からの出勤でよいと言われている。しかし、4月1日に在籍していなければ、通勤手当は出ないとの話を聞いたが、本当か。

職員課長

通勤手当については、月の初日に在籍していなければ、翌月からの支給となる。

宮本しづえ委員

月の初日に勤務していなければ通勤手当は支給されないということは、6日から出勤となる講師の4月分の通勤手当は出ないことになる。このような実態があることを教育総務課長は知っていたか。

教育総務課長

通勤手当が4月1日時点から1か月の勤務をしたことをもって支給され、月途中からの場合は支給されない事例について承知している。

宮本しづえ委員

講師自身は、初日から新入生等の受入れ準備を一緒に行いたいと思っているが、6日からでよいと言われ、初日に在籍していない4月分の通勤手当は支給されない。結局県教育委員会は、講師の通勤手当の支給を幾らかでも減らそうと思っているのではないかと現場の教員は述べている。

講師が足りない状況で、このような扱いをして講師を募集しても説得力がない。このような実態は直ちに改善すべきと思うが、どうか。

教育総務課長

県教育委員会の採用業務は、義務教育課と高校教育課が毎年度交代で担当しており、教育総務課は採用関係の主担当ではないとの前提で答弁する。

講師不足の状況については、まさに大量退職、大量採用によって若手教員が増加している中で、産前産後休暇や育児休業を取得する者も増加しており、臨時的任用の講師の需要が増加している。これは全国的な構造的問題である。

県教育委員会としては、先ほど答弁したとおり、ペーパーティーチャーに対する相談会などで、しっかりとした掘り起こしを進めることにより、講師の成り手増加に向けた取組をしていきたい。

宮本しづえ委員

私が求めたのは、少なくとも通勤手当の扱いは是正すべきではないかということである。6日から通勤するため交通費はかかっているが、当月の通勤手当が出ない状態は適切ではないと考えるが、県教育委員会は問題ないとの認識で改善しなかったのか。

義務教育課長

今の問題については状況を再度確認した上で答弁したい。

宮本しづえ委員

ぜひ確認願うが、仕組み上は教育総務課長が答弁したとおりで、それ以上何の確認が必要なのか分からない。何か確認しなければ是正できない理由があるのか、教育長に聞く。

教育長

制度上は、先ほど職員課長並びに教育総務課長から答弁したとおりと承知しているが、講師に対して4月6日付で発令されているのか事実の確認をさせてほしいとの意味で義務教育課長が答弁したと考えている。

常勤講師か時間講師かによっても手当の支給方法が変わるため、その辺りも含めて確認したい。

宮本しづえ委員

ぜひ確認してほしいが、どのような形態の講師であったとしても、4月からの勤務であれば4月1日にしっかり出勤してもらい、通勤手当も支給すべきである。正規教員の給与よりはるかに低い給与で働いてもらっているため、せめて通勤手当の改善はしてほしい。ぜひ見直しを検討して、委員会に報告してほしいが、どうか。

教育長

委員指摘のとおり、確認した上で常勤講師に対してそのような措置がされている際は直ちに是正しなければならないと考えているため、その件も含めて報告する。

宮本しづえ委員

この点は確認し報告願う。

次に、文部科学省が教員の長時間労働の実態調査を実施し、4月末に速報値が出ていると思うが、本県の勤務実態調査の結果について聞く。

職員課長

教員勤務実態調査における本県の状況については、県教育委員会独自の教職員多忙化解消アクションプランⅡに基づく取組の中で、把握している状況とほぼ同様の傾向が見られると考えている。

宮本しづえ委員

ほぼ同様の傾向とは何を指すのか。月当たりの労働時間は全国平均で約30分減少したとの調査結果であるが、実態はむしろ持ち帰り残業が増えており実労働時間は大して変わっていないだろうと現場から聞いている。

本県は多忙化解消アクションプランに基づいて取組を進めてきたが、高校では労働時間が増加した実態もあると報告を受けている。それは事実か。

職員課長

委員指摘のとおり、令和4年度の勤務実態調査において、校種によっては時間外勤務時間が増加している。

宮本しづえ委員

県もアクションプランを策定し多忙化解消に取り組んでいるが、なかなか解消せず、むしろ増加している校種もある。また、教員の未配置数は昨年度よりも増加しており、厳しい教育現場の実態を踏まえて、思い切った対策を考えていく必要があると思う。根本的には公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）の改正を国に求めていくことが大前提だが、これを待っていてよいのかという気がする。今般の標準法改正により段階的に1学級35人となるが、これは小学校だけであり、中学校はまだ考えられてない。高校についてはなおのことである。

本県は30人程度学級を進めており、加配分は常勤講師を充てているため、実際の定数は増えない。今までは定数が増えないため不足分を常勤講師で賄うってきたが、このやり方も限界との考え方に立って、しっかり確保するための抜本的な対策をするべきである。県として正規教員を雇用していく考え方に立たなければ、恐らく抜本的な解決は難しいのではないかと。教育長も現場経験者であるためよく承知していると思うが、どうか。

教育長

正規教員の採用については、本会議で答弁したとおり標準法に基づいて採用することになっているため、これまでどおりの取扱いを進めたいと考えている。午前中

からの審査で担当課長から説明があったとおり、本県の小中高校、特別支援学校全て含めて法律で定められている教員数については充足されており、各学校に配置されている。

しかし、本県ならではのきめ細かな教育を展開していくために、いわゆる加配として想定した教員、あるいは産前産後休暇、病気休暇等の補充教員の一部が配置できていない状況は非常に課題であると私自身も認識している。

今後、様々な方策を講じて、不足している教員の確保に全力で取り組んでいかなければならないと考えている。あわせて、採用しようにも志願者の減少や教員免許を持って現場に復帰してもらえない状況であるため、中長期的な対応として、国は採用試験の前倒しなど様々な方策を打ち出している。加えて中央教育審議会においても、人材確保に向けた課題として教員の働き方や処遇の問題、さらには学校の指導体制をどのように改善していくのか議論されており、来春にはその答申が出ることになっているため、県教育委員会としても注視していきたい。現在の第7次福島県総合教育計画でも学校の在り方の変革を掲げて、様々な取組をしている。働き方改革もその一つであるが、県としてできることを1つずつ着実に進めていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

国の制度の中でやらざるを得ない面があることは承知しているが、少人数学級を全国に先駆けて始めたことは本県の非常に重要な特徴であり、現場にとっても非常に歓迎されてきた。安定的にこの制度を維持するための人員体制をどのようにするかしっかり考えていく必要があるため、県独自の施策も含めて検討願う。要望である。

佐藤義憲委員長

先ほどの宮本委員の質問に対する教育長の答弁については、間に合えば企業局の審査前、間に合わなければ7月4日の採決前に報告願いたいですが、どうか。

教育長

委員長から指示があったとおり、速やかに確認し報告したい。

今井久敏委員

特別支援学校もしくは教育のあるべき姿について聞く。

小学校から特別支援学校に入り、今は高等部に通っている子供を持つ保護者から

相談を受けた。この生徒は言葉を発することができず知的障害もあり、当然祖父母も含めて家族は悩んでいるとのことだった。

このような子供が小学校に入った時点、もしくは特別支援教育を受ける段階で、医療機関と学校との連携はどのようになっているのか。高等部を卒業後、行き先がなければ福祉的就労施設につながっていくとはよく聞くことである。教員が様々な手を尽くしていると思うが、医療的ケアについて特別支援学校の相談体制の中でしっかりと提案してもらえるのか。

特別支援教育課長

特別支援学校で学ぶ児童生徒は一人一人に対して、全て個別の教育支援計画が策定されている。計画には、保護者も含めてどのような関係機関と連携しながら教育を進めていけばよいのか盛り込まれている。

特別支援教育は学校だけではできない。本県においても、地域で共に学び共に生きる教育を推進しており、関係機関との連携を大切にしているため、計画の策定を通しながら、関係機関との連携を模索している。

今井久敏委員

今回相談を受けた保護者は独り親で母しかおらず、働きづめのため恐らく今の答弁のような相談が十分ではなかったのだと思うが、通っている学校でどのような相談を受けているのか聞くと、全く相談を受けていないとすることで、特別支援教育課長の答弁と全く乖離している。

保護者が一番大変であるため、相談支援が十分にされるよう、フォローアップを強化してほしいが、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘の件については本当にそのとおりで思っており、個別の教育支援計画を策定することで取り残さずにきちんと教育することになっているが、実際においても、さらに関係機関との連携を深めながら、一人一人丁寧に子供にも保護者にも対応していかなければならないと考えている。この点については特別支援学校等にも伝えながら対応を考えていきたい。

宮本しづえ委員

福島市の福島工業高校の体育館にあるバスケットボールのボードが故障しており、使えない状態にあるとの話を聞いたが、県教育委員会は承知しているか。

財務課長

委員指摘の件については、高校から相談を受けているところである。緊急的な措置は学校側で対応しているが、子供たちの安全・安心や授業にも影響が出ているとのことであるため、速やかに対応する方向で現在調整中である。

宮本しづえ委員

速やかな対応とは、当然修理をするということによいか。

財務課長

予算にも関わることであるが、なるべく早急に対応していきたい。

宮本しづえ委員

福島工業高校の体育館のバスケットボールのボードは設置から34年が経過しており、全国でも同様の状況があるようである。聞いたところによると、北九州市が同様の状況で総点検をした結果、8割が設置から30年を経過しており危険であると判断され、交換したとのことである。

福島工業高校では34年経過しており、相当老朽化して危ない状況である。県内で総点検すれば、交換の必要がある箇所が出てくる可能性があると思います、問題提起のために委員会で取り上げた。30年以上経過した箇所は相当あると思う。総点検をぜひ実施してほしいが、どうか。

財務課長

現在、福島工業高校は個別に対応しているが、各学校においては日々の学校生活の中で、バスケットボールのボードに限らず様々な面で安全管理等を行っている。まずは安全管理をしっかり行うなどの対応が優先されるべきと考えている。

宮本しづえ委員

使用停止しているため大きな事故につながる心配はなく、そういう意味での安全は確保されているかもしれないが、同様の危険が他校にもあるかもしれないとすれば、総点検をしながら必要な交換も含めて対策することが安全対策として必要であり重要ではないかと思う。これを契機に、ぜひ総点検と対策を検討してほしい。要望である。

佐藤雅裕委員

教育長説明にあった指定管理についてである。現在、電気代をはじめ様々な物価上昇や社会的な賃上げの状況にあるが、今後の指定管理の募集に当たって、物価高

等の状況に対してどのような考え方で募集していくのか。

教育総務課長

現在、教育庁内に指定管理者選定のための検討委員会を設置して、募集要項等を定めて指定管理者の募集に当たっていくところである。指摘の物価高騰等への対応について、現時点で確たることを述べるのは難しいが、予算の範囲内で業務を受託してもらえるところに対して、指定管理を依頼する形になると思う。

佐藤雅裕委員

これ以上質問しないが、指定管理の受託者も厳しい状況の中で苦勞しながら運営している。県文化財センター白河館を調査した際も、電気代が大変だと言っていた。

施設の目的を發揮し、そこで働いている者がしっかり仕事ができるように募集の仕方を考えてほしい。よろしく願う。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち請願157号外5件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、新規請願162号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

既に85%近い県内市町村が、全額あるいは一部補助を行っている。このような市町村の努力を県として支援し、県内全てで無償化が実現できるようにすべきだと思う。千葉県が第三子から無償となる制度に踏み切っており、これは市町村の事業では済まないところまで動き出している。ぜひ県としての実施を求めるため採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

新規請願162号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願163号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

先ほど議論したように、給付型奨学金の対象は、僅か6,000人弱との現状があるため、抜本的に拡充すべきである。今定例会でも若者対策について各会派から随分質問や意見書が出ており、拡充を求めておきたい。採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

新規請願163号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願164号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

奨学金返済の負担軽減は本会議でも述べたとおりで、青年の生活、子育て、結婚に希望を持てるような条件をつくっていく上で非常に重要な要素だと考えているため、採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

新規請願164号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願72号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症が収まっても物価高騰で生活困窮の度合いは全く変わっておらず、県独自の奨学金の創設は非常に切実な要求であるため、採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願72号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願81号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

高校の統廃合が地域の衰退にも非常に大きな影響を与えていることは明らかだと思ふ。人口減少社会の中で、高校の果たす役割は非常に大きいと考えるため、採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願81号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願124号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

1人1台端末については半分の道府県で公費対応している。本県もぜひその方向で保護者負担をなくすべきだと思ふため、採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願124号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月4日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって教育庁の審査を終わる。

執行部退席のため暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時42分 休憩)

(午後 1時43分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案10件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

初めに、議員提出議案第200号について、各委員の意見を尋ねる。

渡辺康平委員

可決願う。

三村博隆委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第200号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第201号について、各委員の意見を尋ねる。

渡辺康平委員

可決願う。

三村博隆委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第201号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第202号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第202号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第203号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第203号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第204号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第204号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第205号について、各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

物価高騰の中での影響は余りにも大きすぎるため、可決願う。

渡辺康平委員

否決願う。

三村博隆委員

否決願う。

今井久敏委員

否決願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第205号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第206号について、各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

最低賃金が低すぎることについて、実態調査からも全国でほとんど生活が変わらない状況であるため、全国一律で1,500円以上という要望を議会として採択したいと思う。可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第206号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第207号について、各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

自民党の幹事長も給食費の無償化が必要であると言い始めているため、早く国に要望することが必要である。ぜひ可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第207号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第208号について、各委員の意見を尋ねる。

今井久敏委員

可決願う。

渡辺康平委員

可決願う。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第208号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第187号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

否決願う。

今井久敏委員

否決願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第187号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終了する。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

初めに、新規請願157号については、さきに審査した議員提出議案第202号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願158号については、さきに審査した議員提出議案第203号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願159号については、さきに審査した議員提出議案第205号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願160号については、さきに審査した議員提出議案第206号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願161号については、さきに審査した議員提出議案第207号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願147号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第187号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月4日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明6月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、企業局及び商工労働部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時54分 散会)